

令和6年5月

## 児童生徒用タブレット付属品（ACアダプタ・LTEドングル）の 修理・購入時における費用負担について

保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

練馬区立学校では、児童生徒一人ひとりに学習用としてタブレット端末（以下「タブレット」という。）を貸与しています。

教育委員会が作成した「練馬区児童生徒用タブレットの利用に関するガイドライン」に沿って、タブレット付属品（LTEドングル・ACアダプタ）に関して破損・紛失等がされた場合の修理・購入費用について、破損・紛失等の理由が「故意または重過失あるいは悪質と認められた場合」は、ご家庭で費用をご負担いただくことがありますのでご了承ください。

費用負担の対象となる事例などについて、下記のとおりお知らせします。タブレットは貸与品ですので丁寧に取り扱うよう、ご家庭でもお子様への言葉掛けをお願いします。

### 1 費用負担の対象となる付属品

- (1) LTEドングル
- (2) ACアダプタ

※ タブレット本体は、保険適用となるため対象外です。

### 2 費用負担の適用日

令和6年4月1日以降に発生した破損・紛失等

### 3 費用負担の対象となる事例

以下のいずれかの要件に該当する場合は、費用負担の対象となります。

ただし、経年劣化による破損等は対象外です。

- (1) 破損・紛失等の理由が、故意または重過失（※）である場合

※ 重過失…明らかに破損・紛失等することが容易に想定できる行動が原因となり破損・紛失等した場合

- (2) 同一校に在籍中、同じ付属品を2回以上破損・紛失等した場合

### 【費用負担が想定される事例】

#### ■LTE ドングルの場合

- ・わざと投げつけたり、折ったりして破損させた
- ・タブレットを床に置いたまま放置していたところ、誤って踏んでしまい破損させた
- ・お風呂に持ち込んで故障させた
- ・LTE ドングルを紛失（破損）した後、再配備された LTE ドングルを破損（紛失）させた（2回目以降に該当）

#### ■AC アダプタの場合

- ・わざと引っ張ったり、ハサミで切ったりして破損させた
- ・投げたり、振り回したりして遊んでいたため破損させた
- ・AC アダプタを紛失（破損）した後、再配備された AC アダプタを破損（紛失）させた（2回目以降に該当）

### 3 費用負担が発生した場合の取扱い

#### (1) 事故届の提出

事故届に保護者署名を記載の上、学校へ提出してください。学校を經由して教育委員会で内容を確認します。

#### (2) 納付方法

教育委員会で作成した通知および納付書を学校から配付しますので、修理・購入費用を納入してください。

### 4 留意事項

- (1) 初回の破損・紛失等であっても、その理由が悪質である場合は、費用負担の対象となることがあります。
- (2) 現物による弁償はご遠慮ください。
- (3) 破損・紛失等が発生した場合は、速やかに学校までご連絡ください。

#### 【問い合わせ先】

[費用負担に関すること]

教育施策課 教育 ICT 環境整備係  
電話 03-5984-1065

[指導に関すること]

練馬区立旭町小学校  
副校長 関谷 宣明  
電話 03-3939-0362